

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】(水俣病)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1 熊本県	東大阪市の男性	平26.1.27	水俣病 障害補償費	<p>棄却</p> <p>本件の主な争点は次のとおりである。</p> <p>争点1 水俣病関西訴訟判決で認められた「慰謝料」の内容如何と、これに公健法に基づく障害補償費に相当する損害は含まれるか。</p> <p>争点2 本件につき、公健法第13条第1項の規定に関して「障害の程度」を判断する必要があるか、また、公害健康被害認定審査会の意見を聴取すべきであるか。</p> <p>争点3 請求人の公健法の指定疾病である「水俣病」による損害は、水俣病関西訴訟控訴審判決で請求人の症候の原因疾病として認められた「メチル水銀中毒症」による損害を超えるものか。</p> <p>争点4 請求人につき公健法第13条第1項の規定を適用して熊本県知事は義務を免れるとすることは、公健法上の認定後に補償協定に基づき補償を受けた者と比して不合理な差別的取扱いとなるか。</p> <p>争点1について 水俣病関西訴訟の確定判決(控訴審判決)は、いわゆる包括的慰謝料請求に係る「慰謝料」の請求を認容したものであり、肉体的、精神的、経済的、社会的に被った損害を総合的に斟酌したもので、これは請求人に認められる全ての損害をいうものと解される。</p> <p>ところで、公健法における水俣病被認定者に対する障害補償費は、その健康被害に係る損害の迅速な填補という趣旨を実現するため、原因者が本来すべき損害賠償義務の履行に代わるものとして支給されるものと解される。</p> <p>以上からすると、本件では、水俣病関西訴訟の確定判決が請求人に生じた全ての損害の賠償を認容し、請求人はその全ての履行を既に受けているから、公健法に基づく障害補償費の支給によって填補されるべき損害はない。</p> <p>争点2について 障害補償費は、原因者が本来すべき損害賠償義務の履行に代わるものとして支給されるものと解されるから、水俣病関西訴訟の確定判決に基づいて請求者に対する損害賠償義務は全て履行されていると解される以上、さらに障害補償費によって填補すべき損害は存在しない。したがって、本件においては、公健法第13条第1項にいう「その価額の限度」の「価額」は損害全額ということとなるから、同条項に基づいて補償給付を支給する義務を免れると解され、改めて公健法第25条の規定に基づいて障害の程度を判断したり、公健法第26条第1項の規定に基づいて障害補償費の額を定める必要はない。</p> <p>争点3について 水俣病関西訴訟控訴審判決は、結局のところ、チッソの事業活動に伴って水俣湾に排出されたメチル水銀化合物に由来する症候についての損害の賠償を認容するものであり、その賠償の対象とされる症候は認定疾病である水俣病による症候と同一のものである。したがって、請求人の公健法の指定疾病である「水俣病」による損害は、水俣病関西訴訟控訴審判決で請求人の症候の原因疾病として認められた「メチル水銀中毒症」による損害を超えない。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、障害補償費を支給することができないとされたことを不服として審査請求。	平24.3.26	平25.9.24 平25.10.31 平25.12.27

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】（水俣病）

（別紙1）つづき

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1	熊本県	東大阪市の男性			<p>（続き） 争点4について チッソと水俣病患者東京本社交渉団との昭和48年7月9日付け協定（以下「本件協定」という。）に基づく、訴訟によらずに認定を受けた者の補償額が、水俣病関西訴訟確定判決により請求人が受けた賠償額を上回っており、請求人が抱く不公平感は十分理解でき、その心情には同情すべきものがある。</p> <p>しかし、判決における損害賠償額が本件協定に基づく補償額と一致しないことは、法律上の要件に基づいて認定された損害について賠償を命じる判決と、合意に基づいて補償額を定める本件協定との性質の差異によるものであるから、その不一致を不合理ということはできない。また、請求人の水俣病認定に極めて長期間を要したことは事実であるが、このことと、判決に基づく賠償額が本件協定に基づく補償額を下回ったこととの間には相当因果関係ないしこれに準じる関係はない。さらに、公健法第4条第2項の指定疾病である水俣病の障害補償費の性質は損害賠償であり、社会保障的な要素を含まないと解すべきであるから、確定判決が認容した損害賠償が履行された以上、これを超えて障害補償費を請求人に支給すべき裁量の余地は見いだせない。</p> <p>以上のとおり、請求人につき公健法第13条第1項の規定を適用して熊本県知事は義務を免れるとすることは不合理な差別的扱いではない。</p> <p>結論 よって、本件審査請求には理由がないから、これを棄却する。</p>			

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構 さいたま市の女性	平30.1.15	肺がん 認定	棄却 病理学的所見、放射線画像所見から、原発性肺がんではあるが、両側に部分的な胸膜の肥厚はあるものの範囲は狭く、肺線維化所見は明らかではない。病理で石綿小体は確認されていない。以上から肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことのできる医学的所見は認められず、石綿起因性の肺がんとはいえない。なお、請求人は労働者災害補償制度（以下「労災補償制度」という。）による救済制度と同様に作業従事歴を指標とすべきだと主張する点について。本法は基本的に労災補償制度の対象となる労働者ではない者を対象としていることから、作業従事歴を指標とせず「肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる」医学的所見を指標としたもので、労災補償制度と同様の基準でないから不合理とはいえない。よって、原処分は相当である。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより、指定疾病である肺がんにかかったと認められなかったことを不服として審査請求。	平29.8.23	平30.1.4
2	独立行政法人環境再生保全機構 大阪市の男性	平30.7.31	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 大量の石綿へのばく露歴が認められ、また、著しい呼吸機能障害が認められる。 しかし、放射線画像からは、びまん性胸膜肥厚は認められない。また、石綿肺に比較的特徴的な胸膜下曲線様陰影や小葉中心性に分布する胸膜直下の粒状影は明らかではない。経過及び放射線画像所見からは、石綿肺ではなく特発性間質性肺炎（IPF/UIP）の急性増悪による可能性が高いと考えられる。よって、原処分は相当であり、本件審査請求には理由がない。	審査請求人は、未申請死亡者の子。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり、当該指定疾病に起因して死亡したと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.4.14	平30.7.5
3	独立行政法人環境再生保全機構 大阪市の男性	平30.9.3	中皮腫 認定	棄却 病理診断において、腫瘍性病変を思わせる細胞所見は認められないこと、免疫染色結果で中皮腫の場合に陰性となる抗体desminが陽性であること、FISH法によるp16遺伝子の欠失は認められないこと、画像診断において、中皮腫の所見は認められないことから、中皮腫ではないものと判断する。よって、原処分は相当である。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより、指定疾病である中皮腫にかかったと認められなかったことを不服として審査請求。	平29.12.25	平30.6.5
4	独立行政法人環境再生保全機構 兵庫県赤穂郡上郡町の女性	平30.10.9	肺がん 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 画像診断及び病理診断の結果によれば、原発性肺がんは認められるが、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされるか否かについては、胸部エックス線画像でも胸部CT画像でも胸膜ブランク及び肺線維化所見が認められず、また、肺組織における石綿小体濃度や石綿繊維濃度を確かめる医学的資料はないのであるから、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできない。したがって、石綿を吸入することにより発症した肺がんを認めることはできない。よって、原処分は相当である。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより指定疾病である肺がんにかかり、死亡したと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.2.20	平30.8.31